

平成 20 年 6 月 11 日（水）

## 第 1 回 原因調査委員会議事録【確定版】

環境政策部長：ただ今から健康被害原因調査委員会を開催いたします。

本日の進行役を務めさせていただきます出雲市環境政策部長の児玉でございます。

よろしくお願いいたします。

皆様には先月の 26 日以降に発生いたしました市民の健康被害の原因調査委員会の委員を市長がお願いしたところでございます。本来ですとそれぞれに委嘱書をお手渡しすべきところでございますが、貴重な時間でございますので、省略させていただきます。皆様のお手元に予めお配りさせていただいておりますのでご了承願います。それでははじめに西尾出雲市長がご挨拶を申し上げます。

市長：皆さん、こんばんは。急なことで誠に恐縮しております。

それぞれ大変お忙しい先生方ばかりでございますが、誠にありがとうございます。

さる 5 月 26 日の松くい虫防除のための、特別防除と言っておりますが、スミチオンを散布する中で、突然起こった大きな事態であったわけです。実はこれは昭和 57 年度以来ずっとやらせていただいているところでして、ご承知のとおり出雲平野の真ん中の平野部を囲む日本海を臨む北山から、西のいわば季節風、激しい風に見舞われる地帯を、防砂ということで砂が舞いこまないようにということで、江戸時代の先覚者がこれが一番いいという形でやり始めた松林を、こういうふうに分除するというのが地域の生活防衛ということでやってきた防砂林でございますけれど、守っていくということで毎年この時期に特に 5 月下旬から 6 月初めにかけて、空中から散布するということをやってきたわけでございます。この度の事象については報道等にあるとおり、この空散が終わった直後から特に車での通勤通学によらない小・中学生の皆さん方が、1000 名を超える皆さん方が目の痛みとかかゆみとか、そういう症状を中心に訴えられるということがあり、200 名以上の方が病院に通院されたということを受けまして、出雲市の松くい虫の特別防除空中散布などを検討しておりました松くい虫の対策連絡協議会というものを開きまして、今後における対策を協議したところです。これは、このことが起こってから当日の 5 月 26 日の夕方と、5 月 28 日あらためて松くい虫被害対策の連絡協議会というものを開催させていただいたわけです。その連絡協議会の方針として、まず今年度の空中散布は見合わせようということになったわけでございます。それから早急に客観的・冷静にきちっと調査を行うべく原因調査委員会を立ち上げて、そこで十分協議していただいてその結果を待とうと。因果関係ですね。空中散布によるものかどうか、因果関係をこの事態について明らかにして、その上で引き続き来年度以降この松くい虫防除の対策、松をどうやって守るかとか、あるいはどういう方向があるのかとか、どういう方策があるのかということについて、ご協議していただきたくこの対策協議会を開催

するということになっております。来年度のことと言いましても、予算のこともございますので、年内には答申をいただいて、来年以降適切な対応をしていこう、という以上三つの点について市の松くい虫被害対策協議会は方向を打ち出したわけでございます。その結果、急きょ誠に今日ご臨席の先生方には急な話で申し訳ないことですが、こうやって皆さん方のお知恵と見識そしてまたこれまでの考え方、あるいは情報分析等いろいろやっていただきまして、的確な結論を出していただくべくこの委員会をお願いしたところでございます。私どもといたしましては、あくまでも調査委員会の先生方のご要望に沿って情報を提供したり、あるいは求めに応じて進めさせていただくということです。委員の先生方におかれましては、このメンバーだけではなく必要に応じて関係者からご意見をいただくということも十分お考えになっていただいて結構だと思います。どうか率直に誠実に客観的・科学的によろしくお願い申しまして、この問題に悩んでおります市民を代表しての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ご面倒かけます。ありがとうございます。

環境政策部長：さきほど市長がご挨拶の中でこの委員会をお願いいたしましたけれども、内容につきましてはお手元に文書にして配布しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それではここで委員の皆様のご紹介をしたいと思います。初回でございますので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。最初に山本先生の方からお願いします。

山本委員：島根大学の山本廣基と申します。現在は研究室から離れておりますが、農薬環境科学、土壌環境科学などを専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

中山委員：島根県立中央病院の中山と申します。医療局長も兼任しております、組織的な医師のトップということですので、お役に立てることがあれば助けにしていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

山本由委員：出雲市の松寄下町というところで眼科を開業しております山本と申します。今回の件で何人か受診されたということで、今日この場にいるわけですが、自分の見た所見をお話ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

植村委員：植村振作と申します。元大阪大学にございましたけれども、1975年から松枯れの農薬空中散布はおかしいと言ひ続けております。空散でも松枯れは止まらないという冊子等を出しております。最初に一言言っておきたいんですが、たまたま出雲市で職員の方々が同じ日に調査したのでこういう結果が出たのではないかと、ということは確実に言えるだろうと思ひます。他の市町村でも起こっていることなんですね。真面目にこうやって対応していただけることを非常にありがたく思っております。

伊藤委員：島根県農業技術センターの伊藤と申します。私は農作物や土壌の残留農薬あるいは重金属の汚染の問題等を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋委員：出雲保健所環境衛生部長の高橋と申します。私どもは毒劇物の関係と大気のことを担当しております。よろしくお願いいたします。

吉原委員：松江地方気象台の吉原と申します。松江に来てまだ2年目なのですが、気象の専門家としてお役に立ちたいと思います。よろしくお願いいたします。

兒玉委員：島根大学眼科の兒玉と申します。5月26日に45名、27日17名の患者さんが大学を受診しておられますので、その所見について考察したいと思います。

森田委員：島根大学皮膚科の森田と申します。私は長年アレルギーの研究をしておりますので、そういう観点からなにかお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

塩飽委員：島根大学医学部の塩飽と申します。私の今の専門は産業保健で主に有機溶剤とか特定化学物質等の中毒を専門にしております。10年ぐらい前までは有機薬リン剤の主に農家での被害とかそういったものを研究してまいりましたので、今回いい機会なので勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

奥西委員：島根大学医学部の奥西秀樹と申します。私の専門は薬理学でして、治療用の医薬品の特に安全性、裏を返せば毒性ということでもありますが、そういうものを専門に研究しております。農薬に関しましては全くと言っていいほどこれまで知識がなかったのですが、今回の事件を受けましてかなり勉強させていただきました。なんらかのお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

環境政策部長：委員の皆様、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。続いてこの委員会の設置要綱につきまして事務局から説明いたしたいと思っております。

事務局：事務局の環境政策部の郷原です。よろしくお願いいたします。お手元に配布してあります健康被害原因調査委員会設置要綱をご覧くださいと思います。第1条では設置について定めております。平成20年5月26日以降に発生した多くの市民の健康被害の原因を究明し、その健康被害と同日26日に市が実施した松くい虫防除薬剤空中散布との関連性を調査し、市長に報告することを目的に、健康被害原因調査委員会を設置する。第2条では所掌事務について定めております。調査委員会は前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。(1) 事実関係の把握に関すること。(2) 健康被害の原因究明に関すること。(3) 健康被害と空中散布の関連に関すること。(4) その他市長が必要と認めた事項に関するこ

と、でございます。第3条では組織について定めております。調査委員会は、委員11名以内をもって組織する。2項として調査委員会の委員は市長が委嘱する。第4条では委員の任期について定めております。委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事項について市長へ報告した日までとする。第5条につきましては委員長、副委員長について定めております。調査委員会に委員長及び副委員長を置く。2項として委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。3項、委員長は調査委員会を代表し、会務を総理する。4項、副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代行する。第6条は、会議について定めております。調査委員会の会議は、委員長がこれを招集し、議長となる。2項、調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。3項、調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。第7条では、意見の聴取等について定めております。調査委員会は、第2条の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。第8条につきましては、委員の報酬および費用弁償について。それから、第9条につきましては庶務について、第10条につきましてはその他委任事項を定めております。以上、簡単ですけど、説明とさせていただきます。

環境政策部長：ただいまご説明させていただいた設置要綱につきまして、なにかご質問はございますか。よろしいでしょうか。では、この設置要綱に基づきまして委員長の選任を行いたいと思います。要綱第5条第2項の規定に基づきまして委員長は委員の互選により選出することになっております。どなたかご意見はございませんでしょうか。

伊藤委員：山本廣基先生をお願いします。

環境政策部長：ありがとうございます。山本廣基委員さんというご意見がございました。皆様いかがでしょうか。

(拍手)

では全会一致で山本廣基委員さんに委員長をお願いしたいと思います。委員長席にお移りいただきましてごあいさついただければと思いますので、よろしくをお願いします。

山本廣委員：島根大学の山本廣基です。どうぞよろしくをお願いします。委員長ということで大変大役ですが、うまく進行できるかなと思っております。冒頭西尾市長さんが26日以降の件について原因を究明するためということで、我々委員会が招集されました。それぞれ高いご見識をお持ちの専門家の方々がお集まりだということで、この設置要綱第1条松くい虫防除の空中散布との関連性と、26日以降の健康被害との関連性を調査して市長に答申するというところでございますので、どうぞ委員の皆様方よろしくお願いたします。簡単ですが冒頭のあいさつとさせていただきます。

環境政策部長：続きまして副委員長の選任を行いたいと思います。副委員長につきましては同じく第5条2項の規定により委員長が委員の中から指名することとなっております。山本議長ご指名をお願いします。

議長：島根大学医学部の奥西委員にお願いしたいと思いますよろしくをお願いします。

奥西委員：ちょっとよろしいでしょうか。この委員会の審議の公平性ということ考えた場合に、島根大学という同じ機関に所属しているものが、正副を占めるというのはいかがなものでしょうか。島根大学以外の方もいらっしゃいますので、そういう方にさせていただいた方がいいのではないかと私は思いますが。

議長：島根大学でもそれぞれ専門家の立場でお越しいただいておまして、行政でもない、今回の空散の事業にタッチしているわけでもないということですので、先生にお引き受けいただければと思いますがいかがでしょうか。

奥西委員：他の委員の先生方にご異論がないようでしたらやらせていただきますが。いかがでしょうか。さきほど私が申しました懸念と言いますか、その点いかがでしょうか。

環境政策部長：それでは委員長が指名するということですが、委員の皆様いかがでしょうか。島根大学は、ということですので大学関係者以外の方にサポートしていただけるとありがたいということもありましたが、特にご異論がないようでしたら、松江キャンパスと出雲キャンパスということで場所も違いますので副委員長をお願いしたいと思います。では、これから審議の方へ移りたいと思います。ここで西尾市長は他用務のため退席させていただきます。

市長：皆様方のご報告を受ける立場でございますので、長居せずに皆様の自由闊達なご意見、ご審査よろしくをお願いします。ご面倒おかけします。今日も遅い時間に申し訳ございません。失礼します。

環境政策部長：これからの進行につきましては設置要綱第6条の規定によりまして、委員長が議長となることになっておりますので、山本委員長よろしくをお願いします。

議長：まず、この委員会の審議のあり方ですが、本会を原則公開とさせていただきたいと思っております。今日も傍聴、報道の方がおられますが、参考人等でご意見をうかがう場面もあると思っておりますが、そういうときは個人情報保護という観点から一部非公開ということもありうるということにしたいと思っております。この件、いかがでしょうか。では原則公開、一部必要な場面においては非公開にすることも、ということで進めたいと思います。さ

らに日程ですが、さきほど西尾市長さんのお話にありましたように、7月末くらいまでにと、非常に問題の大きさに比べますとタイトなスケジュールですが、この調査会の結論をまとめて市長さんの方に報告したいと思っております。各委員さんには大変ご多用と思いますが、できるだけご都合つけていただきまして、ご出席賜りますようお願いいたします。今日かなり大量の資料が配布されていますが、この資料の説明を農林政策課からお願いしたいと思っております。さらにその説明を受けたのち、今日の資料のほかに各委員さんの方からこういう資料を用意してほしいということがありましたら、最後の方でそれをお伺いして次回までのところで準備していただくようお願いしたいと思います。

産業観光部長：松くい虫防除事業を担当しております産業観光部長の中尾一彦と申します。よろしく申し上げます。この度は委員の先生方には大変お世話になります。本日準備した資料は、市の方で最大限収集をしたものです。これから順次担当に説明させたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。かなりボリュームがございますので、若干はしょってご説明する部分もあろうかと思いますが、もし途中でご質問等ございましたら遠慮なくお声掛けいただきますようお願いいたします。では、担当者の方から順次説明させたいと思っております。

農林政策課：農林政策課長の玉木良夫と申します。よろしくお願ひいたします。資料1、松くい虫防除薬剤空中散布後に発生した健康被害の状況と対応について、ご説明申し上げます。さる5月26日に出雲地域の高松、長浜地区、多伎、小田・口田儀、奥田儀地区、湖陵の大山地区に薬剤空中散布を行いました。多伎の久村・多岐地区と湖陵の蛇池地区につきましては、前日の天候不良によりヘリ等の散布機材が整ってなかったため延期しております。当日は351haに有機リン系殺虫剤フェニトロチオンマイクロカプセル剤（商品名：スミパインMC）を散布しております。主な経過についてご説明いたします。当日7時46分に大山、高松、長浜地区が、また8時22分に多伎地区の散布を終了しております。その後、午前9時頃に浜山中学校から教育委員会に、目のかゆみ等を訴える生徒が多数いるという一報が入りました。教育委員会からの連絡を受けまして、農林政策課が浜山中学校に状況を確認しております。そして9時50分頃には、大社高校から同じく目のかゆみなどの症状を訴える生徒さんがいるという報告が農林政策課の方に入っております。こうした状況を受けまして、教育委員会が散布区域周辺の小・中・幼稚園に被害状況を照会し、農林政策課が保育所・コミュニティセンター・高校に被害状況の照会をしております。また午後にはヘリコプターの運航会社など実際の作業にあたった関係者から、状況の聞き取りを行っております。また、緊急ではありましたが、松くい虫被害対策連絡協議会を開催し、原因判明まで予定していた5月27日～29日までの空中散布の中止を決定しております。ただ、この間健康被害を訴える方が連日ございまして、1枚めくっていただきまして、3ページの中ほどにありますが、6月9日現在で目のかゆみなどの被害を訴える方が合計1079人。病院を受診された方が延べ222人となっております。こうした状況を受け、市では28日の協議会での決定事項に合わせ医療費についても原因はいまだ不明であるが、市が全額負担するものとし

ております。以上が概要でございます。

農林政策課：農林政策課森林保全係長の金築健志と申します。よろしくお願ひします。資料2番～5番まで説明させていただきます。

議長：ちょっと、待ってください。ご質問ですか。

植村委員：あとで原因を考えるにあたって、どこでどの程度の被害状況の訴えがあったか、地図に数字でも示してくれるとわかりやすいんですがね。

議長：資料に地図の入ったものもございします。また風向き等もおそらく報告あろうかと思ひますが。ほんとに大きな概要だけということです。続いてお願ひします。

農林政策課：松くい虫被害対策事業についてご説明いたします。松くい虫被害対策事業というのは、大きく二つに分けられます。ひとつは予防措置。当年の被害発生を抑えるための措置を行うものです。もうひとつは駆除措置。これは予防を施すことができなかった区域で発生した被害とか、予防措置を施しても周囲からの飛び込みで発生してしまった被害、こういった被害を当年に枯れた被害木を除去することによって、翌年の被害発生を抑えるための措置です。大きくこの二本柱で成り立っています。予防措置として現在確立されているのが、薬剤を散布する方法と、樹幹に直接薬剤を注入する樹幹注入という方法があります。薬剤空中散布なんですが、マツノザイセンチュウ、いわゆる松くい虫を運ぶマツノマダラカミキリ、という昆虫がいますが、そのカミキリムシがサナギから成虫になって松の幹から這い出したあと、松を歩いたりかじったりしたときに効果が出るように、羽化時期である5月中旬から2回まいておられるところは7月ぐらいにかけて、全国的に実施されています。ここ山陰では羽化時期が5月下旬頃ということで、例年5月の最終週に実施するのが効果的と言われております。次に、樹幹注入ですが、薬剤を松の幹に注入する方法です。1回打ちますとその年を含めて4年間の効き目があるとされています。民家からの保安距離がとれないところや、この山陰では日御碕などで実施しています。実際には経費が高くて大面積での実施は非常に困難です。次に駆除措置について簡単に説明します。伐倒駆除というのはその年に発病した松を伐倒し、油剤とかくん蒸といった処理をすることによって、他の健康松への被害拡大を抑えるものです。人力でそうした作業ができる場所に限り実施することができます。特別伐倒駆除というのは、同じ様にその年に発病した松を伐倒するわけですが、山からその伐倒した松を持ち出して、破碎処理等を施して他への被害拡大を抑えるものです。これも人力で作業ができて搬出路線などが整備されている場所で実施可能です。森林病虫害防除法という法律がありまして、その法律の下で高度公益機能森林、被害拡大防止森林、地区保全森林、地区被害拡大防止森林、というのが指定されます。

これらの指定については、それぞれの目的に応じて県知事や市長村長が指定します。住民の

皆様には、計画策定時に縦覧という形で公開しております。それぞれの森林において対策可能な事業が表にまとめてありますので、またご覧ください。平成17年度以降（合併以降）空中散布の実施面積も一覧にした資料をつけておりますので、これもお覧いただきたいと思います。次に資料3の方に移ります。平成20年度松くい虫防除関連事業の当初の実施計画について記載したものです。まず予防事業、空中散布なんですが、昨年度に比較して風力発電のため開発された三津地区の一部とか、お茶畑からの保安距離を十分に確保するために鼻高北という区域の一部を縮小したほかは、昨年と同じエリアの合計1688.66haを5月26日～29日までの4日間で実施する予定でした。その他事業、樹幹注入とか、駆除事業はご覧のとおりです。資料4、5の説明と重複してしまいますが、資料3、空中散布の計画のうち、初日26日に計画していた区域、ヘリコプターの調達ができました多伎の小田・口田儀区域、奥田儀区域の280ha。湖陵、大山区域の22ha、高松区域の20ha、長浜区域の29ha、合計351haを実施しました。26日計画しておりました一部と、27日以降の計画はこの度は中止しております。それでは資料4、5を使いまして、26日当日の散布状況を説明いたします。

まず資料4ですが、緑で囲ってある部分が散布区域です。①が湖陵、大山区域の22ha。②・③が高松区域の20ha。④・⑤が長浜区域の29haです。ヘリポートはピンクで長浜と四角で囲ってあるところです。長浜工業団地内に設けました。ヘリコプター一機を配置しました。この区域は、カーテン散布という方法で薬剤を5倍に薄めて1haあたり60リットルを散布しました。散布の高さは樹高、松の木が一番高いてっぺんのところから、5mの高さでカーテン散布を行いました。散布時間につきましては大山区域が5時20分～6時8分。高松区域が、6時8分～6時40分。長浜区域が6時42分～7時46分です。当日の長浜ヘリポートにおける風向・風速・天気の情報をご載せております。5～7時までは無風・晴れ。終了前7時40分に西の風・風速0.5mを観測しております。資料4後ろの方には参考資料として空中散布区域の空撮写真を添付しておりますので見ていただきたいと思います。次に資料5ですが、同じく緑で囲んである部分が散布区域です。小田・口田儀区域、奥田儀区域の280haです。ヘリポートは散布区域内の平場に設けました。ヘリコプター一機を配置しました。この区域はさきほどの区域と違まして一般散布という方法です。薬剤を2.5倍に薄めます。1haあたり30リットルを散布しました。散布の高さは樹高から約10mくらいの高さで実施しました。散布時間は5時31分から終了が8時22分です。当日のヘリポートにおける風向・風速・天気の情報をご載せております。5時32分に南西の風秒速1m8時に北北西の風秒速3m、8時22分（終了時）北北西の風秒速3.5mを観測しています。そのほかの観測では無風・晴れを観測しています。以上で資料2～5までの説明を終わります。

議長：はい。ここまで聞いておいた方がいいということがございましたら。

塩飽委員：さきほど、希釈倍率を教えてくださいましたが、曝露量と距離とか時間の関係



が問題になりますので、原体量、スミチオンそのものは、どれぐらいを一般散布とカーテン散布でヘクタールあたりまいたことになるのですか。

農林政策課：原液でいきますと、ヘクタールあたり 12 リットルになります。

議長：有効成分は何%ですか。

農林政策課：23.5%です。

農林政策課：後ほど資料18のスミパインMCのところでもたご説明します。

議長：では、次の説明をいただいてよろしいでしょうか。では資料6以降お願いします。

農林政策課：農林政策課主査 曾田収です。よろしくお願いいたします。資料6、7についてご説明いたします。この資料は目のかゆみなどを訴えられました園児・児童・生徒及び大人の方々の状況でございます。表が見にくくて申し訳ございませんが、一番左側に幼稚園・学校名と、下の方に大人の欄がございまして、その隣に散布区域からの距離を載せております。近いところでは浜山中学校が600m。遠いところでは出雲商業高校の5800mという数字を載せております。その右側に目のかゆみなどの症状を訴えられた方の実人数として、一番上の合計をご覧いただきたいと思いますが、さきほど申しました1079人。これが6月9日現在でございます。このうち受診なさった方については、これは延べ人数でして再診も含めまして222人となっております。このうち大人の方で症状を訴えられた方が下に書いてありますように22人。受診された方が10人という状況でございます。これらは学校等を通じまして保護者の方からご提出いただいた調査用紙のものと、一般の方から連絡をいただいたものと合わせたものです。現在医療機関に対しましても受診の状況を確認しておりますので、この受診者につきましては今後若干変動があるものと考えております。その右側には5月26日以降6月9日まで一日ごとに状況をまとめておりますので、ご覧いただきたいと思います。めくっていただきまして、資料6-1、これは受診された小・中・高校の児童・生徒の居住地を校区別に示しております。赤は小学生。青は中学生。高校は緑に塗り分けております。たとえば真ん中に高松小と書いてありますが、その小学校の周りに紫色に囲んだものが校区です。その中の赤丸と高松小と書いてあります位置を見ていただきましたら、通学の方角なりがおわかりいただけるのではないかと考えております。高松小と左に長浜小と書いてありますが、この二つは浜山中学校に通いますので、中学生は青丸で書いてありますのでそれをご覧いただきたいと思います。資料6-2については、同じように多伎地域の小学校、中学校の状況を載せておりますのでさきほどと同じようにご覧いただきたいと思います。資料7-1、これは症状を訴えられた大人の方からの聞き取りによるものでして、散布後に症状を訴えられた大人の発症箇所です。体調不良を感じられたときの場所を示してお

ります。下の表には発症日、症状、場所、受診の有無、年齢を載せております。なお、発症場所が定かではない方が二人ほどいらっしゃいまして、表2、21には○印を地図の中におとして明示しておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。資料8は、5月26日、27日診療していただいた先生に様子をうかがったものを載せております。あくまでも市の職員が聞き取りをさせていただいた内容をまとめておりまして、先生に記入していただいたものではないので、そのような観点でご覧いただきたいと思っております。内容としましては、アレルギーを持っておられる方が多かったとか、スミチオンの中毒症状はなかったこと、中には光化学スモッグの可能性をお話いただいた先生もいらっしゃいます。因果関係の判断は難しいということもおっしゃっていました。これらを載せておりますので参考までにご覧いただきたいと思っております。資料6～8の説明を終わらせていただきます。

農林政策課：続きまして資料9～16についてご説明申し上げます。農薬以外の他の原因について調査いたしました。まず花粉につきましては、環境省のシステムでは松江市・西浜佐陀町の観測地点において、26日午前8時～9時の観測値は1立方メートルあたり8個でして、かなり少ない値となっております。また、黄砂については5月21日～27日9時までの視程観測では確認されておられません。大気汚染については注意報・警報は発令されておられません、資料9の3枚目以降に5月20日～6月6日までの状況を記載しております。大変細かい数字が並んでおりまして恐縮でございますが、浮遊粒子状物質等の、それぞれの日にちの時間にどれだけ観測されたかというものが掲載しております。また、その他の事項で大規模な火災、事故等は発生しておられません。資料10は芦渡町にありますアメダスの観測データです。場所は図の右側をご覧ください。今回空中散布を行った区域から若干南側に観測場所があります。資料11は出雲市消防本部市内の渡橋町、町中にありますが、その屋上での当日の風向・風速等のデータです。資料12、これは気中濃度の検査結果でございます。観測場所についてはA3の地図・赤丸の点で記載しています。1の高松小学校～8番・妙見橋西詰につきましては5月26日～28日まで。それ以外の9～11は5月29日以降、6月1日までのところで検査いただいております。

資料13ですが、水質検査でして、採取場所は大きな青い丸で示しています。5月27日、29日に検査していただいておりますが、いずれも基準値の0.0003未満ということでした。資料14、農作物、ブドウ、野菜等のフェニトロチオンの残留農薬検査の結果です。黄色い丸で示したところで圃場記号をつけておりますが、それぞれの箇所では検査をしております。いずれも備考欄にありますように「検出限界」で、検出できなかったということです。資料15は中央病院において血液検査をされた4名の方、この方の農薬スクリーニングの検査結果の報告の写しです。そこにありますように、「なお、血中から農薬は検出されなかったということは、典型的な薬物中毒ではないと認められますが、今回の眼症状などが農薬によるものなのか否かの因果関係を明らかにするものではありません」という所見をいただいております。次に資料16、一人だけ入院された生徒さんがいらっしゃいまして、その生徒さんの着衣の残留農薬の検査結果でございます。図は、緑の丸がご自宅です。そこか

ら浜山中学校に向かって通常この青い線で示された経路が通学路であるということです。以上9～16までのご説明を終わります。

説明をもらしておりましたが、資料15の裏面に農薬スクリーニング検査結果で、二名追加分の記事がございます。以上でございます。

植村委員：資料12、気中の検査結果。これはどういう方法でやったのか書いていないのですが。島根県環境保健公社の分析結果ですね。それには分析方法が記載していないようですが。見落としているのかな。

議長：捕集方法とサンプルをどういう形で環境保健公社に持ち込んで分析してもらったのか、手元ですぐわかるようでしたらお願いします。

農林政策課：空気の採取から検査まですべて環境保健公社の方でやっていただいたものなので、次回委員会のときに資料提出させていただきます。

議長：資料がもう少しございますが、全部一応説明していただきましょう。

農林政策課：資料17、薬剤落下確認紙による落下調査の結果。実はこちらに本物がございまして、お手元に資料としてはお配りしておりません。これも次回までに表にまとめたものをお配りしたいと思います。回収した落下紙の現物を資料として見ていただこうと思ひました。こちらの方から回して見てください。結果については次回までのところでお配りさせていただきます。出雲地区森林組合に業務発注している付帯作業の中に、この落下確認紙の設置、回収作業が含まれております。資料21の付帯作業図に落下確認紙という、青の四角で囲ってある分です。それで表示されている場所が設置箇所になります。今回の確認では散布区域内と散布区域外に設置しておりましたが、散布区域内に設置した落下確認紙には小さな点々が付着していて薬剤の落下が確認できておりますが、散布区域外周辺に設置した落下確認紙にはそうした薬剤が落下した痕跡の小さな点々が付着していない、という結果がその現物でわかると思ひます。次に資料18の散布薬剤について説明します。パンフレットのコピーで資料18というのがあったと思ひます。スミパインMCというやつです。さきほどご質問にもありましたが、このパンフレットの一番最後、成分・性状というところに商品名・種類名とか詳しく書いてあります。商品名「スミパインMC」、有効成分はフェニトロチオン23.5%。旧出雲市では、以前このスミパインの乳剤というのを散布しておりました。平成16年度からこのスミパインMC（MCはマイクロカプセルのことですが）最初のページの写真にもありますように、ちょっとイクラの卵を小さくしたようなものをイメージしていただければいいかと思ひますが、こうしたカプセル剤に切り替えております。旧出雲市では平成16年度から切り替えて、平成17年度、合併以降はずっとこの薬剤を使用しております。以前使用しておりましたスミパイン乳剤に比べてあらゆる面で、効果とか安全性が向上している、

と言われております。たとえば、人、家畜、魚介類、そうしたものに対して、毒性が低い。土壌に入ってから分解が早くて、蓄積されないという特性があるようです。マイクロカプセルの粒子が乳剤の噴霧、霧のようになったときよりも大きいため、また、自重がありますので落下速度が乳剤のときと比べて速い、ということから飛散の懸念が大幅に軽減されました。また、カプセル剤自体が松の葉や幹に付着することによって乳剤のときのように雨が降ったらすぐ流れるとか、そういうことにも強く、乳剤に比べて雨による影響が少ない、というところもあるようです。また、薬剤自体がマイクロカプセルに包まれていますので、乳剤のときに比べて匂いが低減している。そういった特徴を持つ薬剤です。以上で資料17、18の説明を終わります。

奥西委員：今の、資料18で質問です。このものの粒径、粒子径はどこかに書いてありますか。

農林政策課：平均的にだいたい20ミクロンという話を聞いております。

奥西委員：でも小さいものはどれくらいなのでしょう。

農林政策課：今、手持ちの資料を持ち合わせておりませんので次回に。

奥西委員：はい。お願いします。

植村委員：マイクロカプセルが、作った段階から壊れているのもあるんですよ。今回使った薬剤はマイクロカプセルが壊れて媒体の中に入っている率はどれくらいですか。それから粒径分布はどうなのか。住友化学がよく調べておりますが。

議長：あけたときにどれくらい残ったかということは、製造段階でわかると思うのですがね、製造年月日その他できるだけデータを集めていただいて、と思います。

奥西委員：特徴が耐雨性に優れていると書いてありますが、これは水には溶解しないのですか。

産業観光部長：お尋ねの件はカプセル自体が水で周りのコーティングが溶けてしまうのかどうかということですか。

議長：カプセルに薬剤が封入されているわけですよ。それが水に触れたときにカプセルが溶けて中の薬液が出てくるのか。

奥西委員：これは私の方でわかる限りのことですが、中身はフェニトロチオンそのものですよね。外側のカプセルはポリウレタンと書いてある資料がありました。ポリウレタンというのはウレタン結合というのが、ずっとつながっているもので、それ自体は割合にたとえばUVによる分解、あるいは酸素による分解とか比較的ポリマーとしては、プラスチックとしては寿命が短いものです。それが水に溶けるかという、ポリウレタンですから溶けないですよね。植村先生がおっしゃったが、壊れた粒子もあるということでしたが、その場合にフェニトロチオンそのものが水に拡散するか、飛び出すかという、これがまた非常に溶けにくい。LogPというオクタノール/水分配係数の指標がありますけれど3.7とか。だから水よりも油の方に1000倍以上、1万倍近く油の方に溶けやすい。水にはそれだけ溶けにくい。そういった性質のものです。

森田委員：もうひとつ教えていただきたいのは、フェニトロチオン以外にどのような添加物が含まれていますか。

奥西委員：それは私も知りたいところです。おそらく企業秘密ですね。植村先生、ご存じなんでしょうか。

植村委員：そういうものを問い合わせしますが、いっさい公開しないんです。ただし表面活性剤はたくさん使われております。マイクロカプセル化する際にはそれを使ってはじめて浮かばせているわけです。一番多いのはたぶん界面活性剤です。その成分は具体的に出していないですね。

議長：メーカーにとって製剤技術は大きなパテントの部分なので、植村委員さんが言われるようになかなか言わないですね。界面活性剤と有機溶剤が、これは入っていないと思いますが、溶剤が入っているものもあります。残りの資料をご説明いただきましょう。

農林政策課：農林政策課の課長補佐をしております坂根洋二と申します。よろしく申し上げます。資料19～23まで説明します。資料19ですが、ヘリポート基地の森林組合さんと県森連（島根県森林組合連合会）さんの状況を示しています。1枚目、長浜ヘリポート基地の状況です。2枚目が田儀ヘリポート基地での薬剤の調合及び積み込み状況です。その中でアルファベットで表示してありますが、これは人員の配置状況になっております。

資料20です。散布区域等の巡視配置について説明いたします。図面を見ていただくとわかりますように、四角で囲ってある名前、一応名前入りの配置図です。人員の配置については市の職員並びに森林組合の職員、地元の立会人の方で構成しております。市の職員、森林組合の職員は散布区域周辺での監視を行って車両または人間の立ち入りについて規制を行い、また散布状況の確認を行っています。次に資料21の付帯作業図について説明します。図面を5枚添付していますが、資料17と20で説明しておりまして若干重複している部分があ

ると思いますが、1枚目の図面は、大山地区の人員配置です。2枚目が長浜区域。3枚目が浜山区域。4～5枚目が小田、口田儀、奥田儀区域の図面です。散布区域ごとにそれぞれの実施区域に看板、予告看板が設置してあります。青い四角ですが、調査紙を置いた場所を表しております。看板の設置については事業実施1か月前には設置をして予告しております。散布実施前日には広報車で周辺に周知しております。また、調査紙については当日監視等の配置につく職員に渡し、図面に書いてありますように所定の位置に置くようお願いしております。資料22の散布作業地図ですが、この図面はパイロットに散布区域に隣接するブドウハウスとか、公共施設、学校、保育園、老人ホーム、公園の位置。障害物、アンテナとか鉄塔を表示している図面です。この図面をパイロットに渡し、位置の確認をしていただき、散布実施時に注意していただくように渡す資料です。

資料23は散布ヘリコプターの飛行経路ですが、図面を見ていただくとわかりますように、緑色の線ですが、1枚目は大山地区散布作業図になっております。1から入って森林の中を飛んでいくという形になっています。高松地区、浜山区域ですが、ヘリポート基地から左下、長浜基地と書いてありますが、ここから発進して浜山地区の山林を書いてあるように飛んでおります。次のページですが、長浜地区と③、④ですが、分かりにくいと思いますが、このような形で飛んでいます。最後のページ、多伎、口田儀等の散布飛行経路の状況を示しております。地区が二つに分かれておまして、図面ではわかりにくいかもしれませんが、矢印で動く方向が書いてあります。以上です。

議長:ありがとうございました。これで用意していただいた資料の説明は全部終わりですね。次回までに集めていただく資料は、環境保健公社の気中濃度の測定方法。もう一点はスミバインMCの特にマイクロカプセルの粒径分布と製造年月日、あるいはどの程度壊れたものが入っているのか、情報があれば聞いていただきたい。

塩飽委員:測定方法に関して、中央病院での採血と検査をしておられますけれども、採血量と検出限界がどの程度か。血液は相当な高感度でやらないと出てきませんので、検出するためにはどういう方法でやられたかが非常に大事です。水質の資料13ですが、基本的には水系の下流で採取しないと通常モニタリングにはなりませんので、これを見る限りではまいたところの下流というわけではないようですが、飲料水の汚染ということで検査されたのだと思いますが、その関係。資料14に関しては施設園芸のものと露地のものが両方混じっているように思いますが、デラウエアはみんな施設だろうし、施設の場合は開けていない限り、日中ではないのでたぶん開けていない可能性が強いと思いますが、露地か施設か区別をしたらどうか。一番大事な資料は私たち疫学をやるものには資料6、7が非常に重要で丁寧な資料だと思いますが、これは絶対人数でまず評価ができませんので対象者の人数で、たとえば今市小学校の児童数がいくら、アンケートに回答された方が何人、というデータを付け加えていただくと、曝露量を距離で想定しとしたり因果関係が算出されますので、対象人数と回答者をわかるように書き入れていただきたい。3番目に、受診された方の延べ人数が22

2名とあるのですが、その前が実数で、延べ人数は2回3回と受診した方が222人。で、実数というのは延べ人数を1人とカウントしたときに1079人ということでしょうか。

農林政策課：そのとおりです。

議長：そうですか？受診者数の延べ人数でしょう。200何人よりも実数としては少ないわけでしょう。1人が2回3回受診している。それをカウントしている数字では。

農林政策課：222人という数字は、私が医療機関に問い合わせた段階では2回受診なさった方が2～3人います。3回受診なさった方もひとりふたりおられると聞いていますので、その場合2回受診した方は2人で数えています。3回受診の方は3人に数えています。

塩飽委員：それは実人数の方ですか。

農林政策課：実人数は被害を訴えられた方。何回受診されてもそれは1人です。

塩飽委員：その中で、それ以外で右の方で何回も受診された方に関してはダブってカウントしているのが222人。だから実人数としては1079からカラムを検討すればいい。それに対象者と回答者数を入れていただくと浜中と二中、大社中学、塩冶小学校が多いですが、元のベースの人数が多いので対象者数等を入れていただくとわかりやすい。それと表6-1。これは子どもさんたちの自宅がプロットされているのですか。

農林政策課：はい。居住地、住所を示しております。

塩飽委員：これも難しいことですが、被害のなかった方も入ると、ますますよくわかるのですが。もし可能であれば、中学校は結構遠くから来ている反面、移動距離があるのでいくつか被害の大きかったところで症状を訴えられなかった人と、訴えた人の住所地をいくつかの学校でプロットできるとわかりやすいかと思います。

議長：大変かもしれませんが、全部の小・中・高校ではなくいくつかサンプル的にやっていただければお願いしたい。作物残留についてはいかがでしょうか。デラウエアはハウスかな、横はあいているのですか。サンプルがどういうサンプルかご説明ください。

農林政策課：農協で調べていますが、デラウエアはハウスです。上は屋根ですが、横は、私も農家の方に呼びかけて散布当日は閉めてくださいというお願いをして歩いておりまして、ただ当日はあいていたものが多かったと見ております。そのようなものも入ったブドウの結果だと聞いております。

議長：散布当日、普通午前中に収穫とかあると思いますが、当日のサンプルなのかどうか。

農林政策課：確認させていただきます。

議長：血液の分析は中央病院の方で、もしわかれば分析方法を。コリンエステラーゼなんかはお測りになってない。それもあわせてもし聞いていただければ。

奥西委員：今のご質問に関連して、血中濃度を測定されるときに測定対象としてフェニトロチオンそのもの及び代謝物。人体における主要な代謝物、そういうものも測定対象として実施されたかどうか。

中山委員：血中濃度を測定されるとき我々は臨床家ですので、有機リン中毒の疑いを持つような症状があつて測定したわけではありません。したがってコリンエステラーゼを調べる理由もありませんし、ただ血中濃度を一応チェックしておいてもいいのではないかという感じですね。つまり、臨床的にはそういうものを疑う症状が全くなかった。いわゆる有機リン中毒と言われている症状があれば。症状を伴っているときには測るわけですが、この場合は学問的にはわかりませんが、臨床的には血中濃度を測ってプラスになるのはなかったですし、一応やっておきましょうかねというくらいです。感度については、また報告させていただきます。

塩飽委員：コリンエステラーゼについては、我々も何回か散布の直後に測りましたが、通常の人では下がらないですね。有機溶剤とか他のものは代謝産物を測ることが割とルーチンにされていますが、農薬については、そのものを血中で測るかどうかということで、特に有機リン剤については代謝産物を測るというのは実用的にはあまりやられていないと思います、疫学的には。

奥西委員：ただこのフェニトロチオンの場合は、肝臓で代謝されてオクソンという形になると思うのですが、その代謝物が親化合物よりもコリンエステラーゼ阻害活性が強いということです。だからオクソンの定量もされたのかということをおうかがったのです。

塩飽委員：通常代謝産物で曝露指標になるので代謝産物をモニタリングしますが、安定した主要なものしか測りませんので、肝臓での活性体を血中や尿で測るということはルーチンにされることは少ないです。産業曝露とかそういう点では曝露モニタリングとしてはそういうものを使うことは少ないと思う。

議長：登録のときのデータに必要な代謝物は、あるものについては分析方法で全部出してい



ます。オクソン体は分解も早いですから検出するのは難しいのではないかと。

奥西委員：私は農薬の専門家ではなくあくまでも薬理学という専門なのですが、その立場から申しますと中山先生がおっしゃっているように、全くコリン症状がないわけです。目の痛みやかゆみ、それも全く非特異的な急性炎症の症状だと思いますし、だからこそ先生のお考えは妥当だろうと思いますし、逆に血中濃度が検出できるぐらいあれば、もう相当シリアスなコリン症状が出ているはずですから。それが無いわけですから、その点では辻褃があっていると思います。

塩飽委員：さまざまな中毒物質でも、低濃度で非特異的な症状（不快感とか頭痛）、それが高濃度になると特異的な症状がでるわけです。コリンエステラーゼとか、血中濃度が高くなるというのは、日本では飲んで自殺するようになるときにしか出ませんので、今回のように低濃度での曝露で起こるとすると非特異的な症状しか出ないというのが普通です。他の有機溶剤とか中毒物質でも同じです。だから疫学的に関連の一致性とか特異性とか整合性という観点で非特異的であっても、比較的大勢に出ている目の症状に関して曝露量とか時間の関係とか場所等の強固性とかを検討する必要があります。子どもの場合はこういう中毒症状は大人より出やすいですから、疫学の因果関係の5原則というのがありますが、非特異的であっても農薬曝露と関係があるか検討が必要です。

植村委員：実際に使われたヘリコプターの機種とかノズルは資料の中になかったようですが、これは非常に大事なことでしてどういうのを使っているかによって散布の状況が違ってきますのではっきりさせていただきたい。それから、この日の天候は風速、風向はありますが、過去の中毒事故のケースの結果を知っていますが、結構逆転層のようなものができて非常に安定している。今回の場合はどうだったか知りたい。私は1975年から松枯れのことに関わっておりますが、各地で事故が結構起こっておりまして、ここだけが特異的に起こったとは思いたくない。他の事例はどうかチェックしておく必要があるのではないかと。たまたまここでは市の職員の方々がひとつあった報告に対しちゃんと調べてみようというので、逆に聞き取ったという形になっている。これは非常に大事なことです、私が関わっている他の市町村では、そういうことは聞いたことないとか、農薬は関係しないということにしている。今回はたまたま市の職員の方々が真面目に調べた結果こういうのが出たと思います。他の市町村で松枯れ防除のための薬剤散布でどういうことが起こったのか、もう少し調べていただくと判断の参考になるのではないかと。思います。

議長：具体的には、過去に何らかの情報があつた市町村について、情報収集するという意味ですか。

植村委員：島根でもいくつもそういう事例がありますので、そういうところは徹底的に調べ

ていただきたい。空散に伴う健康被害については行政として唯一やっているのが石川県です。

議長：それとヘリコプターの件がありますね。吉原委員さん、気象の関係でありましたら。

吉原委員：米子に高層気球を上げています。そのとき26日の朝9時では明瞭な逆転層は認められていません。おそらく逆転層が明瞭にあるということは、その空気が流れにくいということなので滞留しやすいということです。ただ浜山地区でそういう状況にあったか推定はできません。場所によってかなり違う。ただ明瞭な逆転層は米子ではありませんでした。

植村委員：地元に住んでいる人たちに聞き取りすれば朝早い人は感じているのではないか。気流が逆になっているような状況かどうか。聞き取りをしていただきたい。

議長：巡視員等が周りの状況等も記録していると思いますので、そういった資料がもしあればご提供いただきたい。ヘリコプターの件はいかがでしたかね。ヘリコプターの機種、ノズルの形状、そういったことがわかりますか。

産業観光部長：今日はヘリの運航会社が来ておりますので。

アカギ：まず機種ですが、ベル206Bという機体とアエロスパシアル350Bという機体です。206Bの方は300リッター搭載です。アエロスパシアル350Bは420リッター搭載になっています。それは市が写真を撮って持っているので、次回資料として出してくださるのではないかと思います。

森田委員：それに関連してヘリの中に未散布のスミパインMCが残っていて、それが保存できるかどうか。

議長：タンクの中、ということですか。

森田委員：残っていればそれを保存して分析する価値があるのではないか。

議長：タンクの中は終わった後洗浄してしまいますよね。缶から移したものについては保存されているかもしれない。

農林政策課：薬剤の12リットル缶については、すべて空き缶を保存しております。

森田委員：ヘリに移す前の空き缶ですよ。

農林政策課：へりに積んで散布して終わった空き缶です。

議長：何滴か薄く少しは残っている状況ですかね。そういう状況になってから時間が経っていますのでリン剤だとかなり分解してしまいますよね。

植村委員：その薄める前の原体が入っていた缶に残っているとおっしゃる。ほんとにこの薬剤はちゃんとした薬剤だったのかどうか。そこから疑ってみないといけないな、と。

委員長が言うように時間が経つと分解している可能性があると思いますが、それほど時間が経っているわけでもないし原体そのものですので、ちゃんとチェックしていればいいのではないか。それに関連して大気や水を調べたときに、表だけ出てきて実はチャートがない。チャートが報告されていると他の成分が入ってなかったのかどうか、ある程度推測可能です。分析した会社に聞いて見せていただけるとありがたいと思います。

議長：今日は9時までということで、あとから事務局から次回以降のことについても事務的な連絡があると思います。あと5分ぐらいのところでご意見いただき必要なデータの整理をしたいと思います。では奥西委員、どうぞ。

奥西委員：非常に重要なデータだと思いますので、ぜひ確認しておきたいのです。風向きと風速です。資料4を見ますと、マップとそのマップの下の方に各時刻における風向・風速・天気が書いてありますが、ここを見ますと風速0m、というのがほとんどですよ。一番後で0.5mというのが観測されている。資料4の2、多伎地区ですか、こちらでもやはり風速が0mないし1m。8時になって3m、8時22分に3.5mと書いてあって、早い時間帯ではほとんど無風である、とこれからはとれますよね。

ところが資料11、出雲消防署の屋上で観測した風速の時系列のデータは、5時に3.8m、6時に西北西5.2m、7時に北西5.4m、8時に西北西9.2m。かなりの風ですよ。散布終了が8時40分だったと思いますが、9時の時点で西北西の風12.7mというのが観測されている。この違いはとても看過できない。もし消防本部の屋上で測ったのがへりで散布した地上高により近いものであれば、この消防署の観測データの方が散布した薬剤の移動量を推し量るには、こちらの方が妥当なデータではないか。さきほどの資料4、5に書いてある風向・風速の測定は、どこのスポットで地上高どれぐらいのところで行われたのか、その点を教えていただきたい。

農林政策課：資料4、5の風向・風速・天気は、へりレポートの方でへりレポート責任者がこの時間に測定したものです。風速につきましては、風速計地上1.5mのところを設置して計測したものです。

奥西委員：測定の上高からいうと、消防署の屋上の高さは書いてありませんが。

産業観光部長：消防署の観測地点の高さは15mです。

奥西委員：たとえば樹高が10mでそれプラス5mの高さから散布されたとすると、その15mという数値と一致するように思う。

議長：瞬間最大風速のところですね。この具体的な数字をどう見るかというのも、今後の議論ということにさせていただきたいと思います。今日はそれほど時間がございませんので、あとどういう資料が必要か。いままで、それぞれこういったものを見せていただきたいとお願ひしたものもありますが、これ以外に、もしなにかありましたらお願ひしたいということがひとつ。それとこの設置要綱の第1条のところは関連性を調査し市長に報告すると書いてあるのですが、第2条には原因究明に関すること、事実関係の把握は今やっていますが、原因究明と第3項は空散との関連、と。この頂戴している資料は一部大気の状態等、汚染物質等のデータがありましたが、これ以外になにか原因になりそうなものについてお考えがあつて、こういったデータが必要だといったこともあわせてあと5分ぐらいのところでご意見頂戴したいと思います。

委員：この薬剤の散布は毎年行われていますか。昨年も同時期になされていますか。可能であればそのときの、その周辺の病院の児童の受診状況がわかると、再現性があるかどうか非常に重要な証拠になるのではないかと。

議長：去年だけといわず、2、3年程度ですかね。

山本由委員：この時期はアレルギー性結膜炎の患者さんが非常に多い時期です。イネ科のアレルギーです。当院でも5月、6月もアレルギー性結膜炎が多いです。今回資料8を見てびっくりしたのですが、このA眼科はうちですが、オフレコの話がこういうものに載っているので、今とてもショックを受けています。受診者11名は午前中に浜山中学校からお願ひしますと言って来られた方だけですが、お昼休みに市役所の方から電話があり、どうでしたか、と言われて自分の印象を言っただけでして、午後も来てらっしゃるし、その次も来てらっしゃる、これを今、私が考えていることと同じと考えられたらとても困るので、こういうのに載せていただきたくない。あとでまた詳しいことを話す機会があると思うのですが、前年度、前々年度、その資料ということになるとカルテを全部出して、いつからという日を合わせて、すごく大変なことになるので現実的にはとても難しいのではないかと。

兒玉委員：やはり眼科ですが、資料6、7、8を全くなんの先入観もなしで見たら、ただのアレルギー性結膜炎の分布調査かなにかと感ずると思います。今回もかゆみだけで1000何人と出ていますが、実際には眼痛とかアレルギー性結膜炎の非特異的、あまり特異的でない

いような症状を訴える方が明らかにあるわけです。そして、資料8ですが、A眼科・B眼科・C眼科とありますが、スミチオンではないというようなコメントが引き出せますよね。光化学スモッグの可能性もありうるという書き方になっています。もちろん可能性がないとはいえないけれど、20人30人あるいは99人は県中だと思いますが、そういうところに来られた患者さんも目をパツパと見て充血しているね、かゆみあるね、それくらいでわからないですよ。そういう症状はすべての結膜炎で出ます。非特異的な症状です。初日はうちの当直医が流れ作業で診ていますからあまりはつきりと調べていませんが、27日は時間的に余裕がありましたので、8名の方をアレルギー性結膜炎の特異的でないなという患者さんの好酸球を調べましたら、もともとアレルギーの症状がある方、8人中6名ですが、6名中好酸球が出たのはたったひとりです。ということは、5名がアレルギー性結膜炎に、合致しない何らかの化学物質の刺激症状と考えるのが妥当かなという患者さんがいらっしやいました。それ以外に充血もあるが他に頭痛とか下痢とか体調不良とか目の周りが赤くなるとか、そういったアレルギーとはあまり関連性の薄い症状を訴える方もありましたので、本来ですと詳しく調べるべきでしょうが、実際は60人も70人も来られたら充血診て目薬出して帰すしかない。その時点でなにが原因かわからないと思う。

議長：実際に医師としての所見については、また次回以降それぞれご意見を頂戴したいと思います。今後議論していくときにさきほど申しました視点で追加の資料、カルテ、これは大変だということですが、見てみようかなということがございましたら。

委員：資料8の取り扱いについて、安易に取り扱ったらいけないと思う。慎重に扱った方がいい。

塩飽委員：さきほどの産業中毒の観点から言いますと、非特異的な症状が確たる中毒が起こる物質でも可能性がある。特に子どもであるということはよく知られていることですが、非特異的であるからこそ、余計に取り扱いについては様々な角度からの検討が必要だと思います。市の方は急いでこういった調査をしていただいたので、そんなに詳しく症状を分けて聞いていないと思いますが、調査した調査用紙を出していただきたい。どういう聞き方をしているかで違いますので、人数とか回収率と合わせて調査用紙も次回のときに拝見できればありがたい。場合によってはそれで統計学的な解析をより詳しくできる場合もあります。

学校教育課：教育委員会学校教育課長・春日と申します。今の症状の聞き取りについては、質問紙表の形ではやっておりません。第一報があつてからすぐに各地区での状況を調べる必要があるということで、口頭でかゆみ等を訴える子どもさんの実態を知りたいということで、電話での聞き取りから始めております。そういった状況ですので、質問紙表についてやっていないということをご理解いただきたい。

議長：おそらくそうだろうと思いますが、これからまた学校現場でどういうふうにかかれましたか、というのは一応聞いておいていただきたい。いろいろな説明をした上でどうですか、というのとずいぶん違う。問診のときの指標にもなるのだらうと思います。各学校にどういう聞き方をしたか聞いていただいたらいいかと思います。資料8の取り扱いですが、具体的に担当された医師の先生方がおられて、お話の一部だけが書かれているということもあるかもしれません。資料として所見として提出したものではないということですので、個人情報はないかもしれませんが、非公開としたいということで傍聴席の方は資料8については回収していただけますか。ご協力お願いいたします。この資料については非公開とします。議論の中ではいろいろな所見を言っていただく、ということにならうかと思います。原因究明に関するということですが、空散との関係ではこういう資料がいるというのが出たのですが、それ以外の資料というのは特段に今お考えの中にはないでしょうか。なければ次回以降のところ。

委員：アレルギー性の結膜炎ですが、この近くの地区でこの時期どうなのか。カルテを去年のものをひっくり返すのはなかなか難しいので、保健所や市の協力でとれるといいと思うのですが。

議長：ご意見を事務局の方で検討していただきたいと思います。今日はこのくらいで終了させていただきます。議事録を事務局で整理しまして、また皆様にご確認いただく手続きをさせていただきます。次回の日程等について事務局から事務連絡をお願いします。

奥西委員：スミチオン、スミパイン同じものですが、従来の乳剤に関してはかなり情報がありますが、マイクロカプセルのMCという製剤に関して、目の結膜に接触させたときにどの程度吸収されるのか。このカプセルを仮に飲み込んだ場合、どういう体内動態をたどるのか。そういうデータを探した限り全くないのです。おそらく住友化学はその辺を持っているはずですので、これはぜひ公開していただきたい。企業秘密の制約は重々承知しておりますが、今後のことを考えると重要な情報になると私は思っております。ぜひお願いします。

議長：時間がまいりましたので事務局、お願いします。

環境政策部長：事務局の方から日程調整につきまして、皆様をお願いごとがあります。お手元に委員会の日程調整調査票というのがございますか。本日、冒頭をお願いしましたように7月末という非常にタイトな日程です。もちろん全体の審議によってそこで切ってしまうというわけではありませんが、できるだけ次回を早い時期に開催させていただきたいと思っております。本日はこちらの方からの説明が多かったのですが、それに対していろいろ資料請求もありました。それがすべて整うかどうか定かではございませんが、こちらの方に日程として上げておりますように、6月19日～28日まで、いずれにいたしましても今月中に2

回目を開催させていただけたらと考えております。こちらにそれぞれ午前・午後・夜間、あいている時間を○×していただきまして、本日ご提出していただければそれが一番ですが、FAX等ございますので今週中にお送りいただけたらと思っております。お願いします。

議長:進行が少しまずくて時間を過ぎておりますが、事務局の方、もうよろしいでしょうか。では、これで終わります。長時間にわたりましてありがとうございました。次回、またよろしく申し上げます。ありがとうございました。